

令和6年度

えりも町教育委員会の管理事務の執行
状況に係る点検及び評価について

答 申 書



令和7年2月

えりも町教育行政評価委員会議

目 次

1	答申	-----	P 1
2	えりも町教育行政評価の概要について	-----	P 2
3	基礎資料 内部・関係者評価の現状	-----	P 5
4	現状分析 内部・関係者評価の現状分析	-----	P 1 4
5	総括 令和6年度教育行政評価にかかわる総括	-----	P 1 9
6	意見 教育行政評価委員の意見	-----	P 2 3
7	資料編	-----	P 2 7

答 申

えりも町教育委員会の管理事務の執行状況に係る点検及び 評価について

令和7年2月20日

えりも町教育委員会教育長 川 上 松 美 様

えりも町教育行政評価委員 神 林 邦仁子

えりも町教育行政評価委員 中 村 幸 子

えりも町教育行政評価委員 高 橋 郁 子

令和6年5月24日付をもって、えりも町教育委員会より諮問のあった「えりも町教育委員会の管理事務の執行状況に係る点検及び評価」については、事務局職員による内部評価、学校関係者及び社会教育委員等による関係者評価を基に、評価委員が各々の評価状況を検証し、慎重な審議を重ね本答申としてまとめました。

本答申では、内部・関係者評価で示された内容を基本的に尊重することとしましたが、今後の教育施策の立案及び実践に当たっては、本答申において示された分析結果や評価内容を考慮され、各関係機関との連携を強化するなど、より具体的で柔軟な取組を期待します。

令和6年度は、本答申書の成果と課題を踏まえて、学校・社会教育が一層、充実し、えりもの教育が「えりもの子はえりもで育てる」を合言葉に「チームえりも」で進められることを強く期待して、令和6年度教育行政評価の答申といたします。

えりも町教育行政評価の概要について

1 教育行政評価制度の経緯

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、効果的な教育行政の推進と住民への説明責任を果たしていくため、次の事項が規定されました。

⇒ 教育委員会においては、毎年、教育委員会の事務の管理執行状況について、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図って点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成して、議会に提出するとともに、公表しなければならないこと

また、具体的な点検評価の項目等については、各教育委員会が独自の判断で決定することとなります。

当教育委員会では、平成24年度まで教育委員会事務局職員による内部評価を行い、議会に報告書を提出し、町ホームページで公表しておりましたが、25年度からは、一層、評価の充実を図るため、関係者評価及び評価委員の方々による外部評価を加えて実施しております。

※参考①

えりも町教育行政評価委員設置条例（抜粋）

（目的及び設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、教育行政評価について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることを目的とし、えりも町教育行政評価委員（以下「評価委員」という。）を設置する。

（定数）

第2条 評価委員の定数は、3名以内とする。

（選考及び委嘱）

第3条 評価委員は、えりも町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が候補者を選考し委嘱する。

（任期）

第4条 評価委員の任期は、委嘱した日の属する年度の翌年度末日までとし、再委嘱することができる。

(解雇)

第5条 教育委員会は、特別の事由があるときは、前条の期間中においても評価委員を解雇することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
～以下、略

※参考②

えりも町教育行政評価委員設置条例施行規則（抜粋）

(目的)

第1条 この規則は、えりも町教育行政評価委員設置条例第6条の規定に基づき、えりも町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 えりも町教育行政評価委員（以下「評価委員」という。）は、教育行政運営、行政評価について優れた識見を有する者の中から委嘱する。

(所掌事務等)

第3条 評価委員は、教育委員会からの諮問に応じ、教育行政評価の内容について、必要な点検及び評価を行うものとする。

2 評価委員は、前項の規定に基づき教育行政評価の点検及び評価を行ったときは、教育委員会にその結果を答申するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により評価委員から答申を受けたときは、その結果を尊重し教育行政に反映させなければならない。

(会議)

第4条 評価委員の会議は、必要に応じて教育長が招集するものとする。
～以下、略

2 えりも町教育委員会の点検・評価の目的及び評価方法

(1) 目的

えりも町教育委員会は、法の趣旨に則り、各学校評価や事務事業の執行状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ろうとするものです。

(2) 評価方法（評価項目の設定）

- ア 学校評価については、教育行政執行方針に基づく令和6年度の取組、その他重要と思われる内容
- イ 教育委員会事務局の評価については、教育行政執行方針や各課分掌事務等に基づく業務内容

(3) 点検・評価の手順

ア 内部評価

各担当課において、その所管する評価項目について事業調書を作成し、内部評価を実施しました。

イ 学校関係者・社会教育関係者評価（関係者評価）

各学校、社会教育関係者による点検・評価を行いました。

※学校関係者 ⇒ 小・中・高の校長

※社会教育関係者 ⇒ 社会教育委員、スポーツ推進委員

ウ 評価委員評価（外部評価）

内部評価及び関係者評価（学校関係者・社会教育関係者）でまとめられた各評価項目についての最終評価を行いました。

(4) 評価項目

ア 教育委員会評価(1)

学校教育の推進（評価者：学校関係者）

イ 教育委員会評価(2)

社会教育の推進（評価者：社会教育関係者）

ウ 教育委員会評価(3)

事務局業務の推進（評価者：事務局職員）

(5) 評価点（5段階評価）

- 5（十分である）
- 4（概ね十分である）
- 3（どちらともいえない）
- 2（やや十分といえない）
- 1（十分でない）

基礎資料

- 内部・関係者評価の現状
 - 教育行政評価（１）
 - 学校教育関係者
 - 教育行政評価（２）
 - 社会教育関係者
 - 教育行政評価（３）
 - 事務局職員

教育行政評価(1) 教育行政執行方針の学校教育の推進

No. 1

評価項目は、Ⅰ 学校教育の推進、Ⅱ 社会教育の推進、Ⅲ 事務局業務の推進 の3つの柱
 評価者は、各学校長(6名)

評価 5:十分である。 4:概ね十分である。 3:どちらとも言えない。 2:やや十分といえない。 1:十分でない。

項目	No.	評価項目	グラフ	平均
I	1	PDCAのAを重視した指導と評価の一体化を図る授業改善と個の考えの質を高める学び合いの充実を図ることができたか(未え学)		4.2
I	2	ICTの有効活用を図ることができたか(未え学)		4.5
I	3	学び直しの取組の充実を図ることができたか		4.5
I	4	複式校における遠隔授業を実施することができたか		4.2
I	5	オールえりもあいさつ運動を徹底することができたか(未え学)		4.3
I	6	自主的・実践的な学級・児童生徒会活動を実施することができたか		4.3
I	7	いじめ防止の活動や見逃さない組織・運営を図ることができたか(未え学)		4.7
I	8	異年齢の活動を実施することができたか		4.7
I	9	地域一体となった防災教育を実施することができたか(未え学)		4.3
I	10	全校体力向上の活動を実施することができたか		4.0
I	11	フツ化物洗口等の虫歯予防策を継続して進めることができたか(未え学)		4.8
I	12	学校プール等の町内諸施設の活用を図ることができたか(未え学)		4.8
I	13	家庭への理解と協力を図ることができたか		4.7
I	14	SCや保健師と連携した不登校児童生徒への対応を図ることができたか		4.7
I	15	個別の教育支援計画・指導計画の立案と支援を図ることができたか		4.5

教育行政評価(1)

No. 2

評価項目は、I 学校教育の推進、II 社会教育の推進、III 事務局業務の推進 の3つの柱
 評価者は、各学校長(6名)

評価 5:十分である。 4:概ね十分である。 3:どちらとも言えない。 2:やや十分といえない。 1:十分でない。

項目	No.	評価項目	グラフ	平均
I	16	スクールカウンセラーなど専門機関等との連携を図ることができたか		4.7
I	17	幼小の接続を図る教育計画と実践を図ることができたか(未え学)		4.5
I	18	引継ぎシートを作成することができたか(未え学)		4.7
I	19	指導者同士の話し合いや研修を実施することができたか		4.5
I	20	幼児と小学生の交流を図ることができたか		4.3
I	21	指導と評価の一体化を図る授業づくりと学びの質の向上を図ることができたか		4.0
I	22	ICTの有効活用を図ることができたか(未え学)		4.5
I	23	広い職業観等を身に付ける進路指導を実施することができたか		4.0
I	24	家庭・関係機関との連携を図る生徒指導に心掛けることができたか		4.3
I	25	小中高の校種間の連続性を重視したキャリア教育を推進することができたか(高え学)		4.2
I	26	地域の環境や人材等の資源を生かした探究型学習を実施することができたか(未え学)		4.3
I	27	進路実現の糧となる英語・数学・漢字検定、進学模試、商業検定の推奨を図ることができたか		4.2
I	28	自国と他国の文化等を理解する海外研修を実施することができたか(未え学)		4.2
I	29	教育実践や進路実績など生徒・保護者・町民及び近隣町への啓蒙を一層図ることができたか		3.8
I	30	「えりも高校の未来を考える会」において存続対策を継続して話し合うこと(予定を含む)ができたか		4.5

教育行政評価(1)

No. 3

評価項目は、Ⅰ学校教育の推進、Ⅱ 社会教育の推進、Ⅲ 事務局業務の推進 の3つの柱
 評価者は、各学校長(6名)

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

項目	No.	評価項目	グラフ	平均
I	31	英語・漢字・数学検定の推奨を進めることができたか(未え学)		4.0
I	32	「百人浜に学ぶ」植樹・剪定等の自然体験活動を行うことができたか(未え学)		4.3
I	33	指導力を高め合う小中高の授業実践交流を実施することができたか		4.3
I	34	小中高の連携を図るいじめ・不登校対策を進めることができたか		4.3
I	35	高校3年生が小学6年、中学生対象とした進路講話を実施(予定を含む)することができたか(未え学)		4.5
I	36	猿留山道や昆布等の自然や地場産業を生かした総合的な学習を実施することができたか(未え学)		4.5
I	37	中高一貫教育講師等の乗り入れ授業を進めることができたか		4.3
I	38	中・高生が互いに学び合う部活動を実施することができたか		3.7
I	39	校務分掌や教科指導等の業務精選を図って児童生徒の対応に力を注ぐことができたか		4.3
I	40	時間外勤務時間の月別調査と前後期公表の校務上の工夫を図ることができたか		4.3
I	41	服務規律「KTSの誓い」の徹底を図ることができたか		4.7
I	42	部活動の地域移行の検討を図ることができたか		3.5
I	43	地域サポート本部の充実を図ることができたか		4.0
I	44	学校運営協議会の充実を図ることができたか		4.2

教育行政評価(2) 教育行政執行方針の社会教育の推進

No. 1

評価項目は、I 学校教育の推進、II 社会教育の推進、III 事務局業務の推進 の3つの柱

評価者は、社会教育委員(No.1~16)、スポーツ推進委員(No.17~20)

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

項目	No.	評価項目	グラフ	平均
II	1	学校教育への積極的な提案や地域人材の紹介等の充実を図ることができたか		4.1
II	2	地域サポート本部の充実を図ることができたか		4.0
II	3	情報通信ネットワーク等の環境整備を図ることができたか		3.6
II	4	芸術・鑑賞事業等の精選と工夫や地域の方々の理解と熱意で継続して進めることができたか		4.1
II	5	各種団体・サークル活動への支援を図ることができたか		4.0
II	6	学校の教育課程への積極的な提案を図ることができたか		4.1
II	7	放課後児童クラブにおける利用児童の安全・安心や、クラブ生活の充実を図ることができたか		4.4
II	8	放課後児童クラブにおける学び(家庭学習)の時間を含めた節度ある生活習慣を図ることができたか		4.1
II	9	放課後児童クラブにおける小学校と幼児教育施設との連携を図ることができたか		4.0
II	10	魅力ある郷土資料館経営を図ることができたか		4.0
II	11	地域文化体験事業の工夫・改善を図ることができたか(未え学)		4.0
II	12	地域文化の継承となる文化財保存活用地域計画の策定と保存活用を図ることができたか		4.0
II	13	図書室における既存施設の環境の工夫を図ることができたか		4.1
II	14	児童が待ち望む学校巡回文庫の工夫を図ることができたか		4.0
II	15	児童生徒の読書の推進を図ることができたか		3.9

教育行政評価(2) 教育行政執行方針の社会教育の推進

No. 2

評価項目は、I 学校教育の推進、II 社会教育の推進、III 事務局業務の推進 の3つの柱

評価者は、社会教育委員(No.1~16)、スポーツ推進委員(No.17~20)

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

項目	No.	評価項目	グラフ	平均												
II	16	町民の読書の奨励を図ることができたか	<table border="1"> <tr><th>評価</th><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><th>回数</th><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	評価	5	4	3	2	1	回数	1	3	4	0	0	3.6
評価	5	4	3	2	1											
回数	1	3	4	0	0											
II	17	スポーツ施設的环境整備を図ることができたか	<table border="1"> <tr><th>評価</th><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><th>回数</th><td>3</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	評価	5	4	3	2	1	回数	3	2	0	0	0	4.6
評価	5	4	3	2	1											
回数	3	2	0	0	0											
II	18	地域が柱となって行う部活動の地域移行の検討を図ることができたか	<table border="1"> <tr><th>評価</th><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><th>回数</th><td>3</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	評価	5	4	3	2	1	回数	3	0	2	0	0	4.2
評価	5	4	3	2	1											
回数	3	0	2	0	0											
II	19	学校プールの町民利用など有効活用を進めることができたか(未え学)	<table border="1"> <tr><th>評価</th><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><th>回数</th><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	評価	5	4	3	2	1	回数	5	0	0	0	0	5.0
評価	5	4	3	2	1											
回数	5	0	0	0	0											
II	20	スポーツ教室やスポーツ事業の推進を図ることができたか(未え学)	<table border="1"> <tr><th>評価</th><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><th>回数</th><td>4</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	評価	5	4	3	2	1	回数	4	1	0	0	0	4.8
評価	5	4	3	2	1											
回数	4	1	0	0	0											

教育行政評価(3) 職員の事務局業務

No. 1

評価項目 I 学校教育の推進 II 社会教育の推進 III 事務局業務の推進 の3つの柱

(共通No.1~4、学校教育課業務5~19、29~34、えりも高校業務20~28、社会教育課業務35~54)

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

項目	No.	評価項目	グラフ	平均
III	1	業務は、相手意識に立ち、丁寧にに対応することができたか		3.9
III	2	事業等の実施に当たっては、早めの計画、レクチャー等、積極的な姿勢で進めることができたか		3.6
III	3	心のこもった挨拶と服装、言葉遣い、電話対応等の接遇ができたか		4.0
III	4	夜間業務は19時以降の業務なしを守ることができたか		3.4
III	5	教育委員会会議の案内、議案書、会議録等に関する業務を適切に行うことができたか		4.0
III	6	学校職員の管理職試験、異動希望調書等の人事に関する業務を適切に事務処理することができたか		4.1
III	7	学校職員の争議行為、交通違反等処分、健康診断等の服務、福利厚生及び保健に関する業務を適切に行うことができたか		4.1
III	8	学校職員の配分旅費事務に関する旅費の執行等を迅速、適切に行うことができたか		4.1
III	9	小中学校施設、教員住宅の建設・管理の業務を適切に行うことができたか		3.9
III	10	学校管理系の経理事務に関する業務を迅速、適切に行うことができたか		4.1
III	11	新入学児童事務、教育支援委員会事務等の学級編成、学齢者の就学及び転学業務を適切に行うことができたか		4.2
III	12	学校訪問、教育課程編成、時数集計事務等の学校訪問・教育課程の実施に関する業務を適切に行うことができたか		4.2
III	13	教科書採択事務、教材・理科備品購入事務等の教科書及び教育用備品に関する業務を適切に行うことができたか		4.2
III	14	要保護・準要保護事務、特別支援教育支援員等の教育扶助及び就学援助に関する業務を適切に行うことができたか		4.1
III	15	学校検診事務、フツ化物洗口事務等の児童生徒の保健衛生に関する業務を適切に行うことができたか		4.4

教育行政評価(3)

No. 2

評価項目 I 学校教育の推進 II 社会教育の推進 III 事務局業務の推進 の3つの柱

(共通No.1~4、学校教育課業務5~19、29~34、えりも高校業務20~28、社会教育課業務35~54)

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

要因	No.	評価項目	グラフ	平均
III	16	生徒指導連絡協議会事務、重大事故報告事務等の児童生徒の指導及び非行防止対策・措置に関する業務を適切に行うことができたか		4.1
III	17	学校給食の施設管理・営繕、清掃業務委託等の安全対策、衛生管理に関する業務を適切に行うことができたか		4.0
III	18	外国語指導助手の各種研修派遣、業務日程管理、賃金支出等に関する業務を適切に行うことができたか		4.1
III	19	学校教育系の経理事務に関する業務を迅速、適切に行うことができたか		4.3
III	20	赴任・転出等に係る人事関係書類の作成及び学校管理係等への引継ぎを迅速、適切に行うことができたか		4.1
III	21	毎月の給料及び期末手当等に係る書類等を町庶務係へ迅速、適切に提出することができたか		3.9
III	22	高等学校施設、教員住宅の修繕等の管理業務を適切に行うことができたか		3.9
III	23	学務系の経理事務に関する業務を迅速、適切に行うことができたか		4.2
III	24	高校の車両に関する予算、修理等の執行を円滑に行うことができたか		4.2
III	25	振興奨励補助金(中高一貫推進委員会・高体連体育活動等)に関する業務を適切に行うことができたか		4.1
III	26	海外研修旅行に係る助成金、検定・模擬試験等の受験料等補助金及び遠距離通学費補助金の事務を適切に行うことができたか		4.1
III	27	授業料、就学支援金等及び奨学給付金に係る事務を適切に行うことができたか		4.1
III	28	PTA諸納金に係る各会計の経理事務を適切に行うことができたか		4.2
III	29	学校職員の勤務評定事務に関する業務を適切に行うことができたか		4.1
III	30	関係機関・団体の対応、学校運営協議会委員の事務に関する業務を適切に行うことができたか		4.2

教育行政評価(3)

No. 3

評価項目 I 学校教育の推進 II 社会教育の推進 III 事務局業務の推進 の3つの柱
(共通No.1~4、学校教育課業務5~19、29~34、えりも高校業務20~28、社会教育課業務35~54)

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

要因	No.	評価項目	グラフ	平均
III	31	教職員辞令交付式、令達会議に関する業務を適切に行うことができたか		4.4
III	32	教育向上推進委員会事務に関する業務を適切に行うことができたか		4.1
III	33	振興奨励補助金事務に関する業務を適切に行うことができたか		4.2
III	34	教育長の動向調整に関する業務を適切に行うことができたか		4.4
III	35	社会教育委員の任免、委員会議等に関する業務を適切に行うことができたか		4.2
III	36	小中学校巡回小劇場公演業務、文化祭開催、文芸誌発行等に関する文化協会の業務を適切に行うことができたか		4.2
III	37	社会教育系の経理事務に関する業務を迅速、適切に行うことができたか		4.2
III	38	青少年健全育成会の各種会議、体験活動事業、育成会運営等に関する業務を適切に行うことができたか		4.1
III	39	青年団体連盟に関する各種会議、事業等の業務を適切に行うことができたか		4.1
III	40	青少年及び団体の表彰に関する業務を適切に行うことができたか		4.1
III	41	「放課後児童クラブ」に関する管理・運営、経理等の業務を適切に行うことができたか		4.2
III	42	福祉センターロビーを活用した業務を推進することができたか		3.8
III	43	図書室館の開設、活動の企画・運営、資料整理・管理等に関する業務を適切に行うことができたか		3.9
III	44	移動図書館巡回文庫、読書啓発活動等に関する読書活動推進の業務を適切に行うことができたか		3.9
III	45	図書室の研修関係や経理事務の業務を迅速、適切に行うことができたか		4.2

教育行政評価(3)

No. 4

評価項目 I 学校教育の推進 II 社会教育の推進 III 事務局業務の推進 の3つの柱
 (共通No.1~4、学校教育課業務5~19、29~34、えりも高校業務20~28、社会教育課業務35~54)

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

要因	No.	評価項目	グラフ	平均
III	46	福祉センターの管理・運営、経理事務等の業務を適切に行うことができたか		3.9
III	47	文化財の保護、文化財調査委員の任免、会議の開催に関する業務を適切に行うことができたか		3.9
III	48	郷土資料の収集、保存、研究等に関する業務を適切に行うことができたか		3.6
III	49	町郷土芸能・えりも駒踊り・襟裳神楽保存会等の郷土芸能の伝承及び育成に関する業務を適切に行うことができたか		4.1
III	50	スポーツ推進委員・地区スポーツ指導員の任免、会議等の業務を適切に行うことができたか		4.3
III	51	スポーツ公園、町民体育館等の運営・管理、安全対策等の業務を適切に行うことができたか		4.3
III	52	体育施設の有効利用に関する業務を推進することができたか		4.1
III	53	スクールバス運行等に関する車両業務の調整、運行を迅速に行うことができたか		4.4
III	54	車両に関する予算、修理等の執行を円滑に行うことができたか		4.4

現 状 分 析

- 内部・関係者評価の現状分析
 - 教育行政評価（１）
 - 学校教育の推進
 - 教育行政評価（２）
 - 社会教育の推進
 - 教育行政評価（３）
 - 事務局業務の推進

令和6年度 教育行政評価（1） 学校教育

I 学校教育の推進 ※評価者は各学校長

No.	分析	No.	成果と課題
	<p>○特に高い評価（4.5以上）</p> <p>2 ・小中のICTの有効活用（4.5）</p> <p>3 ・学び直しの取組の充実（4.5）</p> <p>7 ・いじめ防止活動等の充実（4.7）</p> <p>8 ・異年齢の活動の実施（4.7）</p> <p>11 ・虫歯予防対策の継続（4.8）</p> <p>12 ・学校プール等の有効活用（4.8）</p> <p>13 ・家庭への理解と協力（4.7）</p> <p>14 ・連携した不登校対策への対応（4.7）</p> <p>15 ・教育支援計画等の立案と支援（4.5）</p> <p>16 ・専門機関との連携（4.7）</p> <p>17 ・幼小接続を図る教育計画と実践（4.5）</p> <p>18 ・引継ぎシートの作成（4.7）</p> <p>19 ・指導者同士の話し合いや研修の実施（4.5）</p> <p>22 ・高校のICTの有効活用（4.5）</p> <p>30 ・未来を考える会による継続した存続対策の協議（4.5）</p> <p>35 ・進路講話の実施（4.5）</p> <p>36 ・総合的な学習の実施（4.5）</p> <p>41 ・「KTSの誓い」の徹底（4.7）</p> <p>○低い評価（3.5未満）</p> <p>・なし</p> <p>○評価幅の大きい項目（4段階）</p> <p>・なし</p>		<p>○成果</p> <p>・全体的に評価が4前後となっている。</p> <p>・44目中41項目が4.0以上の高い評価であり、昨年度と同様の高水準である。 （R6：93.2%、R5：95%、R4：74.4%、R3：62.9%）</p> <p>7 ・いじめ標語やいじめ撲滅集会など、いじめ防止活動や生徒指導連絡協議会の運営などが評価された。（4.7）</p> <p>11 ・平成25年度から継続してフッ化物洗口等の虫歯予防対策を行っており、実際に虫歯本数が減少していることなどが評価された。（4.8）</p> <p>13 ・学校のみならず、よりきめ細かな対応となるよう家庭への理解と協力が評価された。（4.7）</p> <p>16 ・スクールカウンセラーと連携を図るなど、児童生徒の課題解決に努めていることが評価された。（4.7）</p> <p>17 ・令和4年度から取り組んでいる北海道版幼児教育スタートプログラム事業が評価された。（4.5）また、町独自の引継ぎシートの作成も評価された。（4.7）</p> <p>18</p> <p>41 ・例年実施しているK（交通安全）T（体罰禁止）S（セクハラ根絶）の誓いが評価された。（4.7）</p> <p>○課題</p> <p>29 ・えりも高校の存続対策として町民及び近隣町への周知が課題となっている。（3.8）</p> <p>38 ・中高一貫での部活動の充実が課題となっている。（3.7）</p> <p>42 ・部活動の地域移行について、今年度、検討委員会を立ち上げたものの課題が山積している。（3.5）</p>

令和6年度 教育行政評価（2） 社会教育

Ⅱ 社会教育の推進 ※評価者は社会教育委員（No.1～16）、スポーツ推進委員（No.17～20）

	No.	分析	No.	成果と課題	
社会 教育 関係 者		○高い評価（4.0以上）		○成果	
	1	積極的な提案や地域人材の紹介等の充実（4.1）		・全体的に評価が4前後となっている。	
	2	・地域サポート本部の充実（4.0）			
	4	・芸術鑑賞事業等の精選と工夫（4.1）	12	・令和5年度から実施している文化財保存活用地域計画の策定と保存活用が評価された。（4.0）	
	5	・各団体・サークル活動への支援（4.0）			
	6	・教育課程への積極的な提案を図る（4.1）			
	7	・放課後児童クラブ利用児童の安全安心（4.4）	17	・学校プール、町民体育館、スポーツ公園など各施設の管理運営と事業展開が評価された。（4.6）	
	8	・放課後児童クラブの節度ある生活習慣（4.1）			
	9	・放課後児童クラブの小学校と幼児教育施設との連携（4.0）	18	・喫緊の課題である部活動の地域移行は、今年度から検討委員会を立ち上げ、協議を開始したことが評価された。（4.2）	
	10	・魅力ある郷土資料館の運営（4.0）			
	11	・地域文化体験事業の工夫・改善（4.0）			
	12	・文化財保存活用地域計画の策定等（4.0）	19	・利用者は多くないものの夏休みにプール体験事業を企画するなど学校プールの有効活用が評価された。（5.0）	
	13	・図書室の既存施設の環境の工夫（4.1）			
	14	・学校巡回文庫の工夫（4.0）	20	・キンボールなどのスポーツ教室やスポーツ事業が評価された。（4.8）	
	17	・スポーツ施設の環境整備（4.6）			
	18	・部活動の地域移行の検討（4.2）		○課題	
	19	・学校プールの町民利用などの有効利用（5.0）	3	・福祉センター会議室のWi-Fi環境の整備が課題となっている。（3.6）	
	20	・スポーツ教室や事業の推進（4.8）	15	・児童生徒をはじめ、町民への読書の推奨が課題となっている。（3.6、3.9）	
				16	
			○低い評価（3.5未満）		
		・なし			
		○評価幅の大きい項目（4段階）			
		・なし			

令和6年度 教育行政評価（3） 事務局業務

Ⅲ 事務局業務の推進 ※評価者は事務局員

No.	分析	No.	成果と課題
職員	<p>◆共通</p> <p>○高い評価（4.0以上）</p> <p>3 ・ 接遇の徹底（4.0）</p> <p>○低い評価（3.5未満）</p> <p>4 ・ 19時以降の夜間業務なし（3.4）</p> <p>○評価幅の大きい項目（4段階）</p> <p>1 ・ 相手意識に立った丁寧な対応</p> <p>2 ・ 計画、レクチャー、積極的な姿勢</p> <p>3 ・ 接遇の対応</p> <p>4 ・ 19時以降の夜間業務なし</p>	<p>○課題</p> <p>・ 共通の4項目は、職員によって異なることから、職員全体で心掛ける必要がある。</p> <p>○課題</p> <p>4 ・ 「19時以降の夜間業務なし」は、3.4と評価されたため、計画性を持って業務を遂行するとともに、課・係と連携した対応が求められる。</p> <p>○評価幅</p> <p>・ 共通の4項目は、職員によって異なることから、職員全体で心掛ける必要がある。</p>	
	<p>◆学校教育・高校</p> <p>○高い評価（4.0以上）</p> <p>5 ・ 教育委員会会議業務（4.0）</p> <p>6 ・ 人事業務の適切処理（4.1）</p> <p>7 ・ 服務、福利厚生等業務（4.1）</p> <p>8 ・ 配分旅費事務の迅速化（4.1）</p> <p>10 ・ 学校管理系の経理事務の迅速化（4.1）</p> <p>11 ・ 学級編成や就学転学業務の適切化（4.2）</p> <p>12 ・ 学校訪問・教育課程編成等実施業務（4.2）</p> <p>13 ・ 教科書・教育用備品の購入業務（4.2）</p> <p>14 ・ 教育扶助・就学援助業務（4.1）</p> <p>15 ・ 保健衛生業務（4.4）</p>	<p>○成果</p> <p>・ 全体的に評価が4前後となっている。</p> <p>・ 30項目中27項目が4.0以上の高い評価であり、昨年度より4.0以上の割合がかなり大きい。 （R6：90%、R5：63.3%、R4：53.3%、R3：11.8%）</p> <p>31 ・ 教職員辞令交付式、令達会議、教育長の 34 動向調整の業務がより評価された。（4.4）</p> <p>15 ・ 学校検診事務、フッ化物洗口事務等が適切に行っていることが評価された。（4.4）</p>	

No.	分析	No.	成果と課題	
職員	16	・生徒指導・非行防止業務 (4.1)	<p>○成果</p> <p>10 ・学校管理係 (4.1)、学校教育係 19 (4.3)、高校 (4.2) の経理事務を適切に 23 行っていることが評価された。</p> <p>○課題</p> <p>9 ・小中高の学校施設及び教員住宅の修繕や 22 優先順位、予算措置にやや課題が残る。 (3.9)</p> <p>21 ・高校教員の給与に係る書類の提出について、迅速かつ適切さが求められる。(3.9)</p>	
	17	・学校給食業務 (4.0)		
	18	・ALT業務 (4.1)		
	19	・学校教育係の経理事務の迅速化 (4.3)		
	20	・高校の人事関係書類の作成や引継ぎの迅速化 (4.1)		
	23	・学務係の経理事務の迅速化 (4.2)		
	24	・高校の車両管理業務 (4.2)		
	25	・高校の振興奨励補助金業務 (4.1)		
	26	・海外研修や検定試験等の補助金の迅速化 (4.1)		
	27	・高校の授業料や奨学給付金業務 (4.1)		
	28	・高校のPTA会計の経理事務 (4.2)		
	29	・学校職員の勤務評定事務 (4.1)		
	30	・関係機関・団体等の対応 (4.2)		
	31	・教職員辞令交付式・令達会議事務 (4.4)		
	32	・教育向上推進委員会事務 (4.1)		
	34	・振興奨励補助金事務 (4.2)		
	35	・教育長の動向調整 (4.4)		
		○低い評価 (3.5未満) なし		
		○評価幅の大きい項目 (4段階)		○評価幅
	9	・小中の学校施設、教員住宅の管理業務		・新採用や人事異動により、業務に慣れるまで時間を要したものと思われる。
10	・学校管理係の経理事務の迅速化			
18	・ALT業務			
21	・高校教員の給料等の迅速・適切化			
	◆社会教育			
	○高い評価 (4.0以上)	○成果		
35	・社会教育委員業務 (4.2)	・全体的に評定が4前後となっている。		

No.	分析	No.	成果と課題
職員	36	・文化協会業務 (4.2)	<p>○成果</p> <p>・昨年度より4.0以上の割合が小さくなったが、高水準を維持している。 (R 6 : 70%、R 5 : 85%、R 4 : 80.0%、R 3 : 22.7%)</p> <p>53 ・高校生の朝通学のスクールバスの配置及びスクールバスが故障した際の迅速な修繕と代替車の確保が評価された。(4.4)</p> <p>54</p> <p>○課題</p> <p>42 ・評価が低い訳ではないが、福祉センター～の活用と読書啓発運動に課題が見られた。 44 (3.8~3.9)</p> <p>48 ・令和5年度から文化財保存活用地域計画を策定しているが、業務の困難さが感じられる。(3.6)</p> <p>○低い評価 (3.5未満)</p> <p>・なし</p> <p>○評価幅の大きい項目 (4段階)</p> <p>48 ・郷土資料の収集、保存、研究業務</p> <p>○評価幅</p> <p>48 ・令和5年度から文化財保存活用地域計画を策定しているが、業務の困難さが感じられる。</p>
	37	・社会教育系の経理事務の迅速化 (4.2)	
	38	・青少年健全育成会業務 (4.1)	
	39	・青年団体連盟業務 (4.1)	
	40	・青少年・団体の表彰業務 (4.1)	
	41	・放課後児童クラブの管理運営業務 (4.2)	
	45	・図書館の研修及び経理事務 (4.2)	
	49	・郷土芸能の伝承及び育成 (4.1)	
	50	・スポーツ推進委員等業務 (4.3)	
	51	・スポーツ公園等業務 (4.3)	
	50	・スポーツ推進委員等業務 (4.3)	
	51	・スポーツ公園等業務 (4.3)	
	52	・体育施設の有効活用 (4.1)	
	53	・車両業務の調整、運行 (4.4)	
	54	・車両に関する予算、修理の執行 (4.4)	

総 括

- 令和 6 年度 教育行政評価にかかわる総括
 - 評価結果及び令和 7 年度の方角性等

令和6年度えりも町教育行政評価にかかわる総括

えりも町教育委員会

1 評価結果

令和6年度は、新型コロナウイルス感染症も収まる中で学校教育及び社会教育の教育活動が概ね正常に行われ、年度末を迎えることとなった。

このような状況の中で、学校教育、社会教育共に様々な業務が進められるとともに、少ない職員構成の中で各自が責任をもって業務を推進した1年となった。

- ① 学校教育については、令達会議で示した令和6年度教育行政執行方針において、特にフッ化物洗口等の虫歯予防対策にかかわること、いじめ防止活動や生徒指導連絡協議会の運営にかかわること、家庭への理解と協力にかかわること、スクールカウンセラーと連携を図るなどの児童生徒の課題解決に向けた取組にかかわること、幼児期から中学生までの町独自の引継ぎシートの作成にかかわること、KTSの誓いにかかわることなど、教育行政執行方針の重点に従って各学校やチームえりもとしての組織的な取組が行われたことが評価からうかがわれた。特に、虫歯予防対策にかかわることは、平成25年度以来、フッ化物洗口の継続した取組により、町内小中学生の虫歯の本数減少につながるなど、大きな成果として高い評価となっている。

一方、課題として、特に昨年度に引き続き中高一貫での部活動にかかわること、えりも高校の存続対策の町民及び近隣町への周知にかかわることが上げられる。

今後、部活動は地域移行も含めた検討、えりも高校の存続は町内一丸となった話し合いを深めていかなければならない。

- ② 社会教育については、よい評価として、利用者は多くないものの町民利用を促すなどの学校プールの有効活用にかかわること、キンボールなどのスポーツ教室やスポーツ事業等が高く評価された。

一方、課題としては、福祉センター会議室のWi-Fi環境の整備にかかわること、児童生徒をはじめ町民への読書の推奨等が上げられる。

- ③ 事務局業務については、共通の4項目があるが、接遇や服務規律について概ね心掛けていることがうかがえたが、全体で職員によって評価が異なることなどから、職員全体への周知を、一層、図るよう、月会や毎週の係長打合せ等で再確認して進めていく必要がある。

また、夜間業務の時間について19時以降の評価で低い評定となっている。勤務時間外の業務は、個人の力量も影響して時間外勤務となっている状況も見られるが、計画性をもって遂行するとともに、課全体でも進捗状況を共有して対応するなど、協

働性の姿勢が求められる。

また、学校教育と社会教育の評価結果については、全体的に4程度の概ねよい評定となっているが、これまで以上に、個に応じた指導助言や、場合によっては協働性を含めて進めることが求められる。

2 令和7年度の方向性

① 令和6年度の教育行政評価の成果と課題を踏まえ、令和7年度の教育行政執行方針に生かすこととする。

② 学校教育では、「えりもの子はえりもで育てる」をスローガンとして、「考える活動と書く活動、情報通信機器の有効活用」を重点とした授業改革を進めるとともに、幼小中高の学びの連続性、個の進路実現を目指すえりも高校の教育と存続を視野に入れた取組など、校種間連携を強め進めていくことが重要である。

特に、基礎学力向上については、これまで同様に当町の懸案事項ではあるが、教育向上推進委員会を柱に、児童生徒一人一人が問題を読み取り自らの考えをまとめる活動や書く活動の重視、情報通信機器の有効活用など、今日求められる授業改革を図ることが重要である。

また、豊かな心を育むことについては、いじめや不登校児童生徒への対応を家庭の理解を一層図り進めることが必要である。

新たな取組としては、えりも高校について、小中学校の関連も

含めた教育活動の取組改善を、地域おこし協力隊の活用を行って進めてまいります。また、これまで3年間進めてきた幼児教育施設と小学校との接続・連携をさらに充実し、幼小中高の学びの連続性として、えりもの教育全体の教育活動を進めてまいります。

- ③ 社会教育では、これまで進めてきた各種事業を、一層「身の丈にあった形」として企画・立案し、町民が「参加してよかった。町民の一員として役割を果たしてよかった」と感じられる事業等の工夫・改善を目指します。

特に、郷土資料館事業については、活動全体を文化財保存活用地域計画の中に位置付けて事業が展開されることが事業整理に結びつくことから、事業精選、重点化を年度ごとに計画し進めてまいります。

- ④ 事務局については、少ない配置の中で職員一人一人の努力によって、各種項目が概ね進められた1年であったが、令和7年度は、一人一人が厳しく自らを見つめ、何に役立つ業務なのかを自覚し、職員としての役割に誇りをもって教育委員会業務の遂行に当たることを目指します。

3 評価

評価全体、概ねよいという評価となったが、職員一人一人が意識を高くして推進した結果である。今後も町職員として、町の発展に役立つ仕事をしているプライドをもち進めることを望む。

意見

- 教育行政評価委員の意見
 - 学校教育、社会教育に係る評価項目
 - 行政評価委員の意見

教育行政評価委員の意見

1 学校教育、社会教育に係る評価項目

※学校教育、社会教育に係る評価項目について、重要な項目や評価で気になる項目を1～3つまで番号で上げてください。

(1) 教育委員会評価(1) : No. 1～44

・重要項目 : 7、13 (2名) / 1、5、25、29、31

・気になる項目 : 29、42 (2名) / 1、21、34、38、39

(2) 教育委員会評価(2) : No. 1～20

・重要項目 : 4、17 (2名) / 2、7、13、15、18

・気になる項目 : 3、10 (2名) / 13、15、16、20

(3) 教育委員会評価(3) : No. 1～54

・重要項目 : 2、51 (2名) / 4、10、41、46、48

・気になる項目 : 4 (2名) / 14、16、17、21、43、48

※下線は、重要な項目と気になる項目で重複している項目を表している。

2 教育行政評価委員の意見

(1) 学校教育、社会教育、事務局において、重要な項目、気になる項目を評価委員で検討した結果では、

- ① 学校教育については、「7 いじめ防止活動等の充実」と「13 家庭への理解と協力」を2名が重要とあげています。そのほか「1 授業における学び合いの充実」「5 オールえりもあいさつ運動の徹底」「25 キャリア教育の推進」「29 高校の教育実践等の周知」「31 各種検定の推奨」が重要視されました。

気になる項目では、「29 高校の教育実践等の周知」と「42 部活動の地域移行の検討」を2名があげています。

また、「1授業における学び合いの充実」と「29高校の教育実践等の周知」は、重要項目及び気になる項目の両方にあげられています。

- ② 社会教育については、「4芸術・鑑賞事業等の精選と工夫」と「17スポーツ施設の環境整備」を2名が重要とあげています。そのほか、「2地域学校サポート本部の充実」「7児童クラブ利用児童の安心安全」「13図書室の環境の工夫」「15児童生徒の読書の推進」「18部活動の地域移行の検討」が重要視されました。

気になる項目では、「3情報通信ネットワーク等の環境整備」と「10魅力ある郷土資料館経営」を2名があげています。

また、「13図書室の環境の工夫」と「15児童生徒の読書の推進」は、重要項目及び気になる項目の両方にあげられています。

- ③ 事務局業務については、重要項目では、「2早めの計画とレクチャーの推進」と「51スポーツ公園等業務」を2名が重要とあげています。そのほか、「419時以降の夜間業務なし」「10経理事務の迅速化」「41・46児童クラブと福祉センターの管理業務」「48郷土資料業務」が重要視されました。

気になる項目では、「419時以降の夜間業務なし」を2名があげています。

また、「419時以降の夜間業務なし」と「48郷土資料業務」が重要項目及び気になる項目の両方にあげられています。

(2) 意見総括

今年度の教育行政評価では、昨年度も高い評価結果でありましたが、今年度においても全体的に高い評価となったことは、教職

員及び町職員の意識高揚が図られた結果と認識し、たいへん喜ばしいところであります。

しかしながら、近年の全国学力・学習状況調査の結果にもあるように、学力の低下が顕著であり、主に基礎学力が身に付いていないように思えます。その要因として考えられるのは、家庭学習の不十分さが指摘され、これには保護者への理解が必要不可欠であります。

このため、家庭学習を習慣化させる取組の一つとして、昨年度から始めた中学校の定期テスト前の1週間を小高も含めた「町内一斉家庭学習週間」は、一定の成果はあるものの、まだ意識が定着されていないよう思えることから継続した取組が必要と考えております。

意見の総括としては、まず学校教育では、えりも高校の存続対策として、教育実践や進路実績など生徒、保護者、町民及び近隣町への啓蒙がまだ不十分であると思われることから、まずは、地元の生徒をえりも高校へ進学させる取組を充実させ、その後に町外や全国募集など検討してほしいと考えております。

併せて、全国的な課題である「部活動の地域移行の検討」については、様々な課題が山積するなか、今年度に検討委員会を立ち上げたことから、次年度は熟議を繰り返しながら、少しでも前に進めてほしいと期待します。

また、社会教育では、これまでの懸案事項である「福祉センター等のWi-Fi環境の整備」では、利用者からの整備を望む声が多く、整備されていないことで施設の利用を敬遠されることにならないよう進めるとともに、「児童生徒や町民への読書活動の推進」については、読書離れが懸念されるなか、移動図書展示や定期的に

読み聞かせ会を実施するなどの取組が強く求められるところです。

さらに、教育委員会事務局においては、「早めの計画・レクチャーの推進」と「19時以降の夜間業務なし」が、昨年度に引き続き、全体を通じて最も低い評価であり、さらに共通4項目においては、すべて評価幅の大きい項目（4段階）でもありました。

このことから、社会人としての資質を高めるとともに、人員不足は理解できるものの働き方改革を一層進めながら、組織の利点を生かした協力体制の構築と業務の精選を通じて、改善するよう期待します。

また、郷土資料業務の適切については、昨年度に作成した「えりも宝」について、広く町内外へ発信し利活用されることを期待します。

終わりに、近年、目まぐるしく変わる社会情勢のなか、将来、児童生徒が社会で生き抜いていくために必要な資質、能力を育むとともに、将来、子どもたちがえりも町に誇りを持てるよう、教育委員会の強いリーダーシップのもと、町一丸となって積極的に取り組んでいくことを期待しております。

資料編

- 諮問文
- えりも町教育行政評価委員設置条例
- えりも町教育行政評価委員設置条例施行規則
- 教育行政評価委員名簿

えりも町教育行政評価委員 様

次の事項について、別記理由を添えて諮問します。

「えりも町教育委員会の管理事務の執行状況に係る点検及び評価について」

令和6年5月24日

えりも町教育委員会

教育長 川 上 松 美

(諮問の理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務付けられております。

当教育委員会では、平成25年度から学校教育関係者、社会教育関係者及び学識経験者を有する評価委員の方々による外部評価を実施しており、本年度も同様に行いたいと考えております。

さて、教育を取り巻く現在の社会環境は、少子化、情報化、国際化へと変貌を遂げており、とりわけ、当町においても児童生徒数の減少が目の前の大きな課題であり、教育委員会が果たす役割も、これらの諸課題に対応した明確な取組となるよう強く求められているところです。

つきましては、当町の教育課題の現状分析を進め、課題解決のための具体的方策につながる取組となるよう、えりも町教育委員会の管理する事務執行状況について、点検及び評価を賜りますよう諮問いたします。

○えりも町教育行政評価委員設置条例

平成 25 年 3 月 19 日条例第 11 号

改正

平成 27 年 6 月 23 日条例第 16 号

えりも町教育行政評価委員設置条例

(目的及び設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 2 項の規定に基づき、教育行政評価（同条第 1 項に基づき、えりも町教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行うことをいう。）について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることを目的とし、えりも町教育行政評価委員（以下「評価委員」という。）を設置する。

(定数)

第 2 条 評価委員の定数は、3 名以内とする。

(選考及び委嘱)

第 3 条 評価委員は、教育委員会が候補者を選考し委嘱する。

(任期)

第 4 条 評価委員の任期は、委嘱した日の属する年度の翌年度末日までとし、再委嘱することができる。

(解嘱)

第 5 条 教育委員会は、特別の事由があるときは、前条の期間中においても評価委員を解嘱することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 23 日条例第 16 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○えりも町教育行政評価委員設置条例施行規則

平成 25 年 3 月 28 日教育委員会規則第 1 号

改正

平成 25 年 6 月 26 日教委規則第 4 号

平成 27 年 3 月 25 日教委規則第 2 号

えりも町教育行政評価委員設置条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、えりも町教育行政評価委員設置条例（平成 25 年えりも町条例第 11 号）第 6 条の規定に基づき、えりも町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第 2 条 えりも町教育行政評価委員（以下「評価委員」という。）は、教育行政運営、行政評価について優れた識見を有する者の中から委嘱する。

(所掌事務等)

第 3 条 評価委員は、教育委員会からの諮問に応じ、教育行政評価の内容について、必要な点検及び評価を行うものとする。

2 評価委員は、前項の規定に基づき教育行政評価の点検及び評価を行ったときは、教育委員会にその結果を答申するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により評価委員から答申を受けたときは、その結果を尊重し教育行政に反映させなければならない。

(会議)

第 4 条 評価委員の会議は、必要に応じて教育長が招集するものとする。

(庶務)

第 5 条 評価委員に関する庶務は教育委員会教育支援課において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、評価委員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 26 日教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

令和6年度えりも町教育行政評価委員

(任期:令和6年7月3日~令和7年3月31日)

氏名	住所	備考
神林 邦仁子	近浦	社会教育関係者(女性団体連絡協議会)
高橋 郁子	笛舞	学校教育関係者(校長会)

(任期:令和6年7月3日~令和6年9月30日)

氏名	住所	備考
藤井 祐二	東洋	学識経験者

(任期:令和6年10月1日~令和7年3月31日)

氏名	住所	備考
中村 幸子	本町	社会教育関係者(社会教育委員長)